

美馬市農林漁家民宿開業支援事業

農林漁家民宿とは？

簡単にいうと、農家、林家、漁家の皆さんが経営する宿

メリットとねらい

- ・農林漁業をベースとした「副業」としての経営ができる。
- ・農林漁業が民宿を始めることにより、農林水産物の販売や地域の就業機会の確保、新たな交流産業の創出
- ・都市住民との交流を通じて、自分の農山漁村の素晴らしさを発見したり、地域への誇りを再認識することにつながる。

農林漁家民宿に必要な要件

徳島県では農林漁家民宿に営む要件が緩和されています

- ① 農林漁業者が営み、農林漁業体験を提供する民宿
 - ② 客室の延床面積が33㎡未満
 - ③ 定員が10名未満
- 上記①～③を満たした上、「旅館業法」「浄化槽法」「食品衛生法」「消防法」等の関係法令に適合した施設とする必要があります。

市農林漁家民宿開業支援の補助要件

- ① 市内に住所を有し、市内に農林漁家民宿を開業する者
- ② 市のグリーン・ツーリズム事業に積極的に参加できる者
- ③ 市税等の滞納のない者
- ④ 開業後、農林漁家民宿を5年以上継続して営業すること

- ・旅館業法(昭和23年法律第138号)に規定する旅館業の営業許可取得に必要な
- ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定する飲食店の営業許可取得に必要な

- ① 家屋等の改修費用
- ② 許認可申請費用を補助

改修や申請に要する経費のうち1/2以内で

50万
円を上限に補助